

支給対象児童 1 人の場合
全部支給…月額45,500円
一部支給…月額10,740円～45,490円
支給対象児童 2 人目
月額5,380円～ 10,750円加算
支給対象児童 3 人目以降
1 人につき月額3,230円～6,450円加算

※所得制限があるため、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります

児童扶養手当制度
離婚などの理由で、父または母と生計を別にしてしている児童（18歳に達する日以後の最初の3月まで。児童に一定以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育する家庭に支給されます。

▼**支給額**
受給資格者と扶養義務者（同居している親など）の所得に応じて区分され、この区分は毎年、現況届の審査状況で見直されます。

各種制度を紹介

ひとり親家庭などで児童を養育している人への制度

●問い合わせ先 こども未来課 こども支援班（ヴィーブル内） ☎096（248）1162

児童扶養手当制度

離婚などの理由で、父または母と生計を別にしてしている児童（18歳に達する日以後の最初の3月まで。児童に一定以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育する家庭に支給されます。

▼支給額

受給資格者と扶養義務者（同居している親など）の所得に応じて区分され、この区分は毎年、現況届の審査状況で見直されます。

ひとり親家庭等医療費助成制度

医療費の一部を助成します。

▼対象

- 次全てを満たす人
- 国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者
- 市内に住所を有するひとり親家庭の父もしくは母
- ※所得制限があります。

▼助成期間

- 扶養している児童が20歳になる誕生月の末日まで

▼助成額

助成対象者が支払った保険診療の一部負担金の3分の2に相当する額

支給対象が拡充されます

10月から児童手当が変わります

●問い合わせ先 こども未来課 こども支援班（ヴィーブル内） ☎096-248-1162 ▲市ホームページ



児童手当とは、実際にこどもを養育している保護者に、こどもが一定の年齢になるまで決まった金額を支給する制度です。

児童手当法の一部改正により、令和6年10月分(12月支給)から支給対象が拡充されます。手続きが必要な人には8月頃に書類を郵送しますので、必ずお手続きをお願いします。期限までに提出がない場合、支給が遅れ、受給できない期間が発生することがありますのでご注意ください。詳しくは届いた書類をご確認ください。

		拡充前 9月分(10月支給)まで		→			拡充後 10月分(12月支給)から	
3歳未満	15,000円	所得制限のある人 (特例給付)は 5,000円			3歳未満	15,000円	第3子以降は 30,000円	
3歳～小学生	10,000円 第3子以降は 15,000円				3歳～小学生	10,000円		
中学生	10,000円				中学生	10,000円		
高校生年代	なし	高校生年代	10,000円					
子の数のカウント	18歳の年度末まで(高校生年代)				子の数のカウント	22歳の年度末まで(大学生年代) ※進学・就職を問わず、こどもを養育していれば対象		
所得制限	あり				所得制限	なし		
支給月	年3回(2月、6月、10月)			支給月	年6回(偶数月)			

新たに申請が必要になる人(対象者には書類を郵送します)

- ・所得上限超過によって、受給していない人
- ・こどもが高校生年代で、受給していない人
- ・養育している大学生年代のこどもがいて、かつ、こどもが3人以上いる受給者

※受給者とは、現在、児童手当または特例給付を受け取っている人



申請が不要な人

▶支給額が変わる人

- ・現在、所得制限によって特例給付(こども1人当たり5,000円)を受け取っている受給者
- ・中学生以下のこどものみがいる世帯で、こどもが3人以上いる受給者
- ・高校生年代のこどもがいる受給者

▶支給額が変わらない人

- ・中学生以下のこどものみがいる世帯で、こどもが2人以下の受給者

申請者が公務員である場合は勤務先へ、単身赴任や通学のためこどもと別居している人など申請者が市外居住の場合は、お住まいの市区町村へ問い合わせください。

現況届を忘れずに

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、受給資格確認のため、現況届の提出が必要です。対象者には7月下旬に関係書類を送付しています。

現況届の提出がないと、11月以降の手当の支給を受けることができません。また、2年以上届け出がないと受給権がなくなります。ご注意ください。

▼提出期限 8月30日(金)

※現況届の提出予約をオンラインで受け付けます。詳しくは送付する書類をご確認ください



高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、専門的な資格取得のため修学が必要な場合、生活費の負担を軽減する給付金です。

▼対象 次全てを満たす人

- 児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人
- 養成機関で6カ月以上の教育課程を受け、対象資格の取得が見込まれる人
- 就業または育児と修学の両立が困難であると認められる人

▼対象資格

看護師、保育士など33資格

▼支給額

訓練促進給付金

- ①市民税非課税世帯 月額10万円
- ②①以外の人 月額7万5000円

※修業期間中は(上限4年)、申請日の属する月から月単位で支給します

修了支援給付金

- ①市民税非課税世帯 5万円
- ②①以外の人 2万5000円

※修了日を経過した日以後に支給

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が就業につながるような講座を受講した場合、修了後に受講経費の一部を支給する給付金です。受講開始前の申請が必要です。

▼対象 次全てを満たす人

- 母子・父子自立支援プログラムの策定などを受けている人
- 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人

▼指定対象講座

雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座

▼支給額

支払った入学金、受講料の合計額の60%に相当する額(1万2000円を超えない場合は支給しません)

※上限あり

※ハローワークから教育訓練の給付を受けている場合はその額を除く